

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第30号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後																											
<p>(諸手当の額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、現業職員特殊勤務手当表（別表第8）の職員の区分の欄に掲げる職員については、特殊勤務手当を支給するものとし、当該職員の業務の内容及び手当の額については、同表の業務の内容及び手当額の欄によるものとする。この場合において、<u>港湾巡視業務、牛鶏糞乾燥処理作業業務及び家畜保健衛生業務</u>については、所属長は実績簿（様式）を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>別表第8（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">現業職員特殊勤務手当表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手当の種類</th> <th style="width: 15%;">職員の区分</th> <th style="width: 40%;">業務の内容</th> <th style="width: 30%;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教務実習手当</td> <td>農業技術員</td> <td>農業に関する実習指導業務</td> <td style="text-align: center;">1月につき 6,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>短時間勤務職員等の教務実習手当の額は、短時間勤務職員等である一般職員の勤務した月1月について月額として支給する特殊勤務手当の例により算定した額とする。</u></p>				手当の種類	職員の区分	業務の内容	手当額	教務実習手当	農業技術員	農業に関する実習指導業務	1月につき 6,200円	略				<p>(諸手当の額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、現業職員特殊勤務手当表（別表第8）の職員の区分の欄に掲げる職員については、特殊勤務手当を支給するものとし、当該職員の業務の内容及び手当の額については、同表の業務の内容及び手当額の欄によるものとする。この場合において、所属長は実績簿（様式）を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>別表第8（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">現業職員特殊勤務手当表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手当の種類</th> <th style="width: 15%;">職員の区分</th> <th style="width: 40%;">業務の内容</th> <th style="width: 30%;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教務実習手当</td> <td>技術員及び農業技術員</td> <td>農業に関する教育指導に関する業務</td> <td style="text-align: center;">1日につき 350円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>				手当の種類	職員の区分	業務の内容	手当額	教務実習手当	技術員及び農業技術員	農業に関する教育指導に関する業務	1日につき 350円	略			
手当の種類	職員の区分	業務の内容	手当額																												
教務実習手当	農業技術員	農業に関する実習指導業務	1月につき 6,200円																												
略																															
手当の種類	職員の区分	業務の内容	手当額																												
教務実習手当	技術員及び農業技術員	農業に関する教育指導に関する業務	1日につき 350円																												
略																															

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。